

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



町県民税の納税通知書を送付します

平成25年度の町県民税納税通知書を6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。今回送付する納税通知書は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

- ・公的年金の年額が18万円未満である場合
- ・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合
- ・特別徴収税額が公的年金の年額を超える場合

町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要な書類
① 生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	—
② 平成25年1月1日現在、所得税法に規定する勤労学生である方(給与収入で130万円以下の方)	税額の全部	学生証等
③ 雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	雇用保険受給資格者証
④ 平成25年6月30日以後において前年の合計所得金額が200万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	本年中の所得が前年の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
⑤ 平成25年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	—
⑥ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	り災証明書

町県民税が非課税、または公的年金に対する税額が発生しない場合の種類によっては、特別徴収と普通徴収両方の通知書が届く場合があります。

町県民税の減免について

本町の町県民税の納税義務者の方で右表の対象となる方は、減免の適用を受けられますので、納期限(④)については7月31日(水)までに申請してください。詳細は、お問合せください。

● 生命保険料控除について

平成22年度の税制改正により、平成25年度の町県民税における生命保険料控除が見直しされています。

生命保険料控除の合計適用限度額の7万円に変更はありませんが、従来の一般生命保険料控除(改正前:適用限度額3.5万円)と個人年金保険料控除(改正前:適用限度額3.5万円)に介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が2.8万円へと変更されています。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約について

A. アルバイト収入は給与所得になります。所得税(国に納める税金)は、収入103万円の場合、給与所得控除65万円を引くと38万円となります。所得税の基礎控除

Q. アルバイトで年収が102万円です。103万円までは税金はかかるないと聞いていましたが、なぜ納税通知書が送られてきたのでしょうか。

A. 町県民税は前年中(平成24年1月1日～平成24年12月31日)の収入額を基に課税しています。したがって、現在仕事をしていなくても前年中に一定の収入があれば、町県民税が課税されます。

Q. 平成24年中に仕事を辞め現在仕事をしていませんが、平成25年度の町県民税が課税されるのはなぜですか。

本町の町県民税の納税義務者の方で右表の対象となる方は、減免の適用を受けられますので、納期限(④)については7月31日(水)までに申請してください。詳細は、お問合せください。

※所得の種類によっては、特別徴収と普通徴収両方の通知書が届く場合があります。

● 町県民税のよくある質問

は、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額のそれぞれ3.5万円がそのまま適用されます。

が38万円ですので課税所得は0円となり、所得税は課税されません。

しかし、町県民税の場合は、基礎控除が33万円であるため、ほかなり所得控除がなければ課税所得が5万円となり、町県民税が課税されます。

また、基礎控除を差し引く前の所得が28万円(市町村で異なる)を超えると、町県民税の均等割(町民税3000円と県民税1500円)が課税されます。

税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からぬこと、個人事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

6月12日(水)午後2時～4時(一人30分以内)

ところ 役場2階第2会議室

申込方法

事前の予約制で行っていますので、前日までに税務課へ電話でご予約ください。

問合せ先 役場税務課

内線175・176

広域イベント情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先	
父の日のプレゼント作り「マグカップ・ゴルフマーカー」	6月1日(土)・2日(日)・9日(日)・15日(土)のいずれか1日 午前10時～正午	あま市七宝焼アートヴィレッジ 体験工房	どちらも 1個 1,500円	あま市七宝焼 アートヴィレッジ	052(443)7588
キャンドルナイトの集い「オリジナルキャンドル＆キャンドルカバーをつくろう」	6月21日(金) 午後6時～9時	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 交流工房	300円	あま市七宝焼 アートヴィレッジ	052(443)7588
七夕かざりをつくろう	6月29日(土)・30日(日) 受付:午前10時30分～午後3時	海南こどもの国 会場:多目的ホール 定員:各日親子40組	200円	海南こどもの国	0567(52)1515

※開催時間、休館日、事業の詳細な内容は、問合せ先でお尋ねください。